

令和5年

7月号
July

健康保険委員だより

協会けんぽ 広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは



協会けんぽ 広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで



目次

広島県内で「健康経営」への関心が高まっています！	p2
いろは と かえで の企業探訪! vol.1	p3
職場で取り組む!メンタルヘルス対策	p4
年に1度の健診!お得な生活習慣病予防健診に切り替えま せんか?／健診当日にそのまま!健康サポート(特定保健 指導)をご利用いただけます	p5
令和5年1月から新様式での申請をお願いしています	p6-7
健康保険委員様へお知らせ	p8



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

広島県内で「健康経営」への関心が高まっています！

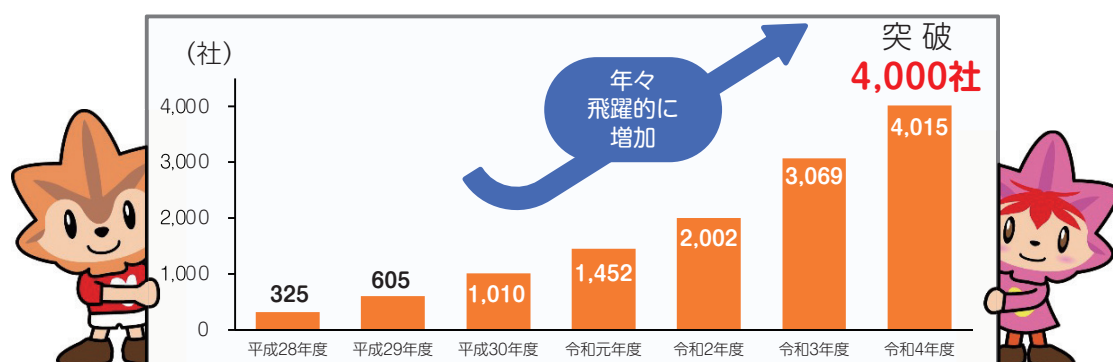
広島県内**4,000社**突破

ひろしま企業健康宣言

協会けんぽ広島支部は、加入事業所を対象に、「健康経営」の普及促進に向けた取組みとして「ひろしま企業健康宣言」制度を実施しています。自社の健康課題に合わせて、「健診受診率向上」「食生活の改善」「運動機会の増進」「過重労働対策」「メンタルヘルス対策」などの健康づくりを会社全体で取り組んでいただいております。

令和4年度末には、ひろしま企業健康宣言へのエントリー事業所数が「**4,000社**」を突破いたしました。

《ひろしま企業健康宣言エントリー事業所数の推移》



広島県内の健康宣言事業所数は、**全国で4番目**に多いんです！

▼詳しくはこちら



協会けんぽ広島支部は、「ひろしま企業健康宣言」エントリー事業所様の健康づくりをサポートします！エントリーがまだの事業所様は同封のエントリーシートで今すぐエントリーを！

さらなる

ステップアップ

広島県内の健康経営優良法人2023 認定法人が大幅に増加



《健康経営優良法人の認定状況（協会けんぽ広島支部加入事業所）》



令和5年3月8日、「健康経営優良法人2023」に認定された法人が発表されました。協会けんぽ広島支部からは、大規模法人部門で18社、中小規模法人部門で375社、合計**393社**認定されました。

中小規模法人部門の
増加率、増加数は**全国3位**！

次回、健康経営優良法人2024を目指しませんか！

毎年**8月下旬**より、経済産業省において申請受付が開始される予定です。協会けんぽ広島支部では、オリジナルで「健康経営優良法人サポートブック2023」を作成していますので、次回、健康経営優良法人2024認定に向け、ぜひご活用ください！



▲詳しくはこちら





いろはとかえでの企業探訪！

～健康経営の好事例のご紹介～

Vol.1



ひろしま企業
健康宣言事業所

株式会社 八天堂 様

ひろしま企業健康宣言事業所様の取組をご紹介します「いろはとかえでの企業探訪！」。
初回となる今回は、令和4年度健康づくり優良事業所および健康経営優良法人2023中小規模法人部門
ブライツ500に認定された株式会社八天堂様をご紹介します。
紹介させていただいた取組事例を参考に、職場の健康づくりの実施にお役立てください。



健康経営の主な取組み

- ① からだの健康づくり 歯科検診、病院利用補助、昼食サポート
- ② こころの健康づくり 臨床心理士によるカウンセリング
- ③ 温かい風土づくり 社内外報や動画の配信
- ④ 業務遂行能力づくり 方針発表会、木鶏会
- ⑤ 働きやすい制度・働きやすい職場づくり 社内保育園の設置等



- 所在地：広島県三原市宮浦3-31-7
- 従業員数：248名
- 事業内容：食品製造業
(くりーむパンなどのスイーツパンを製造)

具体的な取組み内容を教えてください。

「人づくり」の施策に力を入れています。社内外報の発信、金曜日の動画配信を通じて、会社の価値観や会社の状況、商品情報、社員スタッフの人となりを知るなどの八天堂で働く誇りや自己効力感を醸成する活動を行っています。また、お誕生日動画配信では、自身の誕生や働けていることへの感謝を新たにし、職場の人がそれを祝福する気持ちを全社に配信することで、人を大切にする風土づくりや自己肯定感や笑顔を増やし、社内コミュニケーションを活性化しています。

健康経営の取組みによってどのような効果がありましたか。

健康経営アンケートの結果（2021/2022年比）、以下の3つの効果が確認できました。

1. 朝食をとる（4～5日/週）割合が、13%改善 → **心身の健康維持向上**
2. 仕事に主体的に取り組んでいる割合が4%改善 → **ワークエンゲージメントの改善と向上**
3. 会社は、社員の健康づくりに熱心だと思う割合が、8%改善 → **労働支援**

今後の取組みや目標を教えてください。

八天堂は、2024年4月より、『**週休3日制**』を導入します。
社員のみなさんが、心身ともに健康になることに興味を持って、この時間を『自身への投資、家族へのサービス、リフレッシュ』などに充ててほしいと考えています。一人ひとりが主体的に考え、実践することを通して、成長することが目的です。

今後も、八天堂で働く一人ひとりが、物心両面で豊かになり、「あなたと出会えて良かったと言っていただけの人となる」人づくりを進めていきます。



（左） 代表取締役 森光 孝雅 様
（右） 健康保険委員 前田 昌巳 様

今後も健康づくりに取組む事業所様の紹介を
行ってまいります。次回もお楽しみに！



職場で取り組む！メンタルヘルス対策

近年、多くの労働者が職業や仕事に関して、強い不安・悩み・ストレスを感じていると言われています。

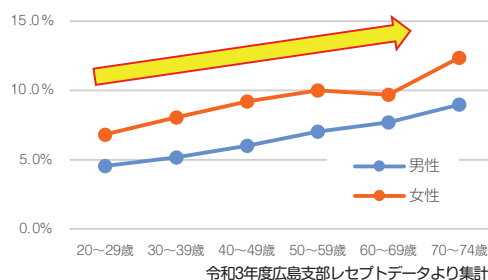
広島支部の状況とメンタルヘルス不調が与える影響

協会けんぽ広島支部の被保険者のうち、メンタル系疾患で医療機関に受診する人の割合は【図1】のとおりです。

各年代とも受診割合は女性が多いことに加え、男性・女性ともに年齢があがるにつれて、受診する人の割合が増加しています。

メンタルヘルス不調は、だるさや食欲低下、眠れないなどの症状だけでなく、仕事面においては、集中力や判断力が低下し、仕事の質やモチベーションへの影響も考えられます。

【図1】メンタル系疾患による受診者の割合（年齢別）

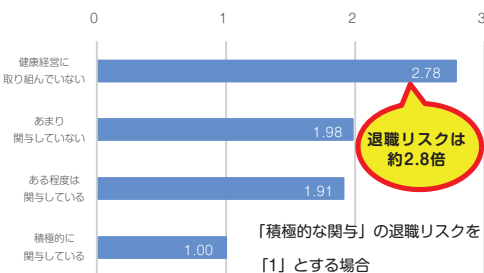


職場の健康づくりと従業員のメンタルヘルスの関係

広島支部では、「職場の健康づくりが従業員のメンタルヘルスに与える影響」について、事業所アンケートを含む分析を行いました。具体的には、退職率が20%を超える場合を「退職率が高い」とみなし、その要因を分析したところ、「健康経営に対する経営者層の関与の度合いが退職率に影響する」ことがわかりました。【図2】

経営者層も一丸となって職場の健康づくりを進めることが、従業員のメンタルヘルスや人材確保に良い影響を与えると考えられます。

【図2】経営者層の関与が退職率に影響



事業所アンケートの結果からオッズ比を算出



従業員のメンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策には、まず「何でも相談できる雰囲気づくり」が大切です。協会けんぽや公的機関では次のようなサポートを行っておりますので、ぜひご活用ください。



1. 「健康づくり講座」の受講

広島支部では、ひろしま企業健康宣言にエントリーしている事業所様を対象に、メンタルヘルスをテーマに「健康づくり講座」を開催しています。専門の講師を無料で事業所に派遣し、受講が可能となっておりますので、ぜひご活用ください。（メンタルヘルスの他にも多数の講座を用意しております。）

お申し込みは簡単！

お申込用紙をFAXまたは郵送で広島支部へご提出ください。



▲詳しくはこちら

2. 相談窓口の周知

心の不調を感じる場合に、無料で相談できる窓口があります。

もし、必要となった場合に利用できるよう、あらかじめ周知をしておきましょう。

《悩みを相談できる窓口》

- 広島県こころの悩み相談（電話）
- こころのライン相談@広島県



《労働者の健康管理等に関する相談窓口》

メンタルヘルス不調予防や職場復帰等、職場の対策全般の相談窓口です。

- 広島県産業保健総合支援センター



年に1度の健診！ お得な生活習慣病予防健診に切り替えませんか？

協会けんぽでは、**35歳以上の従業員（被保険者）**を対象に**生活習慣病予防健診**を実施しています。
定期健診の項目をすべて含み、がん検診もカバーしたお得な健診です。

	定期健康診断 (法定健診)	協会けんぽの 生活習慣病予防健診
労働安全衛生法上の 定期健診項目	○	○
大腸がん検診	×	○
胃がん検診	×	○
乳がん検診	×	○
子宮頸がん検診	×	○
自己負担額	8,000～ 15,000円程度	18,865円相当が 5,282円

※令和5年度の生活習慣病予防健診の
ご案内は、事業所様宛に令和5年3月中旬に
お送りしています。（緑色の封筒でお届け）

令和5年度から
1,887円おトクに

受診までの流れ 簡単3ステップ

1 従業員の皆さまに健診を
受診するよう周知する

2 受診を希望する健診機関
に予約する

協会けんぽへの申込み手続きは不要です。

3 健診を受診する



県内**87**の
健診機関で
受診できます

▲健診機関の予約状況のご確認はこちら



健診当日にそのまま！ 健康サポート（特定保健指導）をご利用いただけます

年間**10,000人**以上が利用！ 広島支部の健康サポート

協会けんぽ広島支部では、健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳以上の方を対象に、
健康づくりの専門家（保健師等）が生活習慣の改善をお手伝いする健康サポート（特定保健指導）を**無料**で
実施しています！

健康サポートを受けるには？

☒ **健診当日、**
健診機関で健診後すぐ

おすすめ！

☒ 健診後日、
勤務先に指導者が訪問

☒ 健診後日、
Zoomによる遠隔面談

健診当日健康サポートのメリット

- 後日に実施する際の日程調整が不要に！
ご担当者様の業務負担が軽減！
- 健診と健康サポートを同時に受けることで
健康意識が向上！



▲健康サポートを受けられる
健診機関はこちら



従業員様にも健診当日に
受けるようお声がけください。

令和5年1月から新様式での申請をお願いしています

協会けんぽでは、迅速に給付金をお支払いするために、1月から申請用紙を新様式に変更しました。

新様式のご注意いただきたいポイント

1 ページ（被保険者記入欄）

健康保険 傷病手当金 支給申請書 (被保険者記入用)

被保険者が病気やケガのため仕事に就くことができず、給与が受けられない場合の生活保障として、給付金を受けるときにご使用ください。
なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

① 記号 (左2桁) ② 番号 (左2桁) ③ 氏名 (カタカナ) ④ 氏名 (漢字)

氏名 (カタカナ) 氏名 (漢字)

郵便番号 (ハイフン除く) 電話番号 (左2桁/ハイフン除く)

住所 都道府県

金融機関名 (銀行・信用金庫・信用組合・農協・その他の金融機関) 支店名 (代理店・出張所・支店等)

預金種別 1 普通預金 口座番号 (左7桁)

2 ページ目に続きます。 >>>

社会保険労務士の
提出代行書記名欄



①②被保険者証の「記号・番号」の記入誤りにご注意ください。

※退職等で資格を喪失した後も申請する場合は、退職日までの「記号・番号」をご記入ください。

③被保険者の「氏名」と「氏名 (カタカナ)」両方を必ずご記入ください。

④『振込先指定口座』は、被保険者 (申請者) と同じ名義の口座をご記入ください。

※被保険者 (申請者) と異なる名義の口座を記入した場合、振り込みができず、別途再振り込みの手続きが必要となるためご注意ください。

被保険者の仕事内容の記載もれにご注意ください。

傷病手当金支給申請書 2 ページ（被保険者記入欄）

① 申請期間 (療養のために休んだ期間) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

② 被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容)

③ 傷病名

④ 発病・負傷年月日 1. 平成 年 月 日 2. 令和 年 月 日

仕事内容を具体的にご記入ください。
(2 回目以降の申請でも必ずご記入ください)

申請前に、報酬の有無についてご確認ください。

傷病手当金支給申請書 2 ページ（被保険者記入欄）

健康保険 傷病手当金 支給申請書 (被保険者記入用)

被保険者氏名

① 申請期間 (療養のために休んだ期間) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

② 被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容)

③ 傷病名

④ 発病・負傷年月日 1. 平成 年 月 日 2. 令和 年 月 日

⑤-1 療養の期間 1. 仕事上の原因 (業務外) での発病 2. 仕事上の原因 (業務内) での発病 3. 通勤途中での発病

⑤-2 療養の期間 1. 仕事上の原因 (業務外) での発病 2. 仕事上の原因 (業務内) での発病 3. 通勤途中での発病

⑥ 療養の期間に就労した場合は、その期間を記入してください。

⑦-1 療養の期間に就労した場合は、その期間を記入してください。

⑦-2 療養の期間に就労した場合は、その期間を記入してください。

報酬の有無について
被保険者と事業主の
認識が異なる

報酬なし

報酬あり

傷病手当金支給申請書 3 ページ（事業主記入欄）

健康保険 傷病手当金 支給申請書 (事業主記入用)

労務に就くことができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

被保険者氏名 (カタカナ)

① 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

② 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

③ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

④ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑤ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑥ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑦ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑧ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑨ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑩ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑪ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑫ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑬ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑭ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑮ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑯ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑰ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑱ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑲ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

⑳ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉑ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉒ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉓ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉔ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉕ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉖ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉗ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉘ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉙ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉚ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉛ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉜ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉝ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉞ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㉟ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊱ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊲ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊳ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊴ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊵ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊶ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊷ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊸ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊹ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊺ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊻ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊼ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊽ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊾ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

㊿ 賃金計算期間の勤務状況 (1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

